

# 1 事業収入（不動産収入及び農業収入を除く。）の確定申告の場合

事業収入（不動産収入及び農業収入を除く。）の確定申告の収支内訳書から、被扶養者の収入を計算する例です。

被扶養者の収入の計算方法は、収支内訳書（一般用）の経費の内、下の青枠「扶養認定上、必要と認められる経費」の経費のみを控除し、得た金額を被扶養者の収入とします。

青枠の経費以外については控除することが出来ないため、所得税法上の所得金額と被扶養者の収入が異なる場合があります。

「扶養認定上、必要と認められる経費」

①売上原価 ②※給料賃金 ③地代家賃 ④荷造運賃 ⑤水道光熱費 ⑥旅費交通費 ⑦通信費 ⑧修繕費 ⑨消耗品費

※給料賃金については、一人につき年額 130 万円以上払っている場合は被扶養者として認められません。

※同居の親族に対する給料賃金は必要経費として認められません。

◎収支内訳書から被扶養者の収入を計算する方法を図 1-1 で確認してみましょう

次項の図 1-1 の内、水色の経費は収入金額から控除することが出来る経費です。  
オレンジ色の経費については、収入金額から控除することが出来ない経費です。

また、通常の収支内訳書には存在しませんが、図 1-1 にピンク色の枠で共済組合の被扶養者の収入を記載しています。

図 1-1 のように、所得税法上の所得金額が 360,000 円であるところが、被扶養者の収入として計算すると、900,000 円であったことが分かります。

このように、事業収入の額と被扶養者の認定基準額 130 万円と比較する際に、所得税法上の所得金額では認定基準額未満であっても、被扶養者の収入として計算した場合は、認定基準額以上である可能性もあります。

# 図 1-1

※この例の条件 ○事業収入 1,500,000 円 ○公的年金のない配偶者（認定基準額 130 万円）



## 令和 2 年分収支内訳書（一般用）

住所	山口市大手町9番11号	フリガナ氏名	ヤマウチ マサヨシ 山口 扶養	依頼税理士等	事務所所在地
事業所所在地	同上	電話番号	083-925-6142		氏名
業種名	共済卸売	屋号	共済商会	加入団体名	共済組合
					電話番号

令和 3 年 2 月 15 日提出

(自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

科目		金額 (円)	科目		金額 (円)
収入金額	売上 (収入) 金額	1,500,000	経費	旅費交通費	20,000
	家事消費	200,000		通信費	50,000
	その他の収入	100,000		広告宣伝費	10,000
計	1,800,000	接待交際費		50,000	
売上原価	期首商品(製品)棚卸高	50,000		損害保険料	30,000
	仕入金額 (製品製造原価)	300,000		修繕費	40,000
	小計	350,000		消耗品費	30,000
	期末商品(製品)棚卸高	50,000		福利厚生費	10,000
差引減価	300,000	設備費		50,000	
差引金額	1,500,000	会議費		10,000	
経費	給料賃金 ※	300,000		研修費	10,000
	外注工賃	100,000			0
	減価償却費	50,000		税理士等の報酬	0
	貸倒金	0	雑費	200,000	
	地代家賃	100,000	小計	580,000	
	利子割引料	10,000	経費計	1,140,000	
	租税公課	10,000	専従者控除前の所得金額	360,000	
	荷造運賃	10,000	専従者控除	0	
	水道光熱費	50,000	所得金額	360,000	

被扶養者の収入 900,000

氏名	従事月数	給料賃金賞与	合計
共済 市子 ( 歳)	4	100,000	100,000
共済 町子 ( 歳)	4	100,000	100,000
共済 村子 ( 歳)	4	100,000	100,000
その他 ( 人分)			0
計	延べ従事月数	300,000	300,000
		0	

支払先の氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額
	円	0
		0

○事業収入	数	月	月	月

一人に 130 万円以上の給与を支払っているときは、被扶養者資格取消となります。

◎図 1-1 と同じ所得金額で被扶養者の収入が認定基準額の 130 万円以上となるケースを図 1-2 で確認してみましょう。

次項の図 1-2 の所得金額は、図 1-1 の 360,000 円と同額ですが、被扶養者の収入は 1,320,000 円と増額していることが分かります。

経費の内、給料賃金、荷造運賃、旅費交通費、通信費及び修繕費の額が減少し、外注工賃、設備費及び雑費の額が上昇したことが原因となっています。

このため、認定基準額の 130 万円以上となりましたので、被扶養者として認定されません。

認定基準額以上となった場合は、本記事「4 被扶養者の収入（事業収入等）が認定基準額以上になった場合」の取扱いとなりますので、併せてご覧ください。

事業収入のある被扶養者の方については、「扶養認定上、必要と認められる経費」をご確認くださいますようお願いいたします。

図 1-2

※図 1-1 と同じ条件



令和 2 年分収支内訳書 (一般月)

住所	山口市大手町9番11号		
事業所所在地	同上		
業種名	共済卸売	屋号	共済商会

令和 3 年 2 月 15 日提出

(自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

科目		金額 (円)	科目		金額 (円)
収入金額	売上 (収入) 金額	1,500,000	経費	旅費交通費	0
	家事消費	200,000		通信費	0
	その他の収入	100,000		広告宣伝費	10,000
	計	1,800,000		接待交際費	50,000
売上原価	期首商品(製品)棚卸高	50,000		損害保険料	30,000
	仕入金額 (製品製造原価)	300,000		修繕費	0
	小計	350,000		消耗品費	30,000
	期末商品(製品)棚卸高	50,000		福利厚生費	0
	差引減価	300,000		設備費	150,000
差引金額	1,500,000	会議費		10,000	
経費	給料賃金	※ 0		研修費	10,000
	外注工賃	300,000			
	減価償却費	50,000		税理士等の報酬	0
	貸倒金	0		雑費	330,000
	地代家賃	100,000	小計	680,000	
	利子割引料	10,000	経費計	1,140,000	
	租税公課	10,000	専従者控除前の所得金額	360,000	
	荷造運賃	0	専従者控除	0	
水道光熱費	50,000	所得金額	360,000		

確定申告の日から資格取消 →

被扶養者の収入

1,320,000